

## 工事完成時の手続きについて

雨水流出抑制施設が完成したら、完成検査を行いますので以下の手続きに従ってください。  
(特定都市河川浸水被害対策法に係わる場合は、別紙「許可後の手続きについて」も参照してください。)

### 【完成検査の申込みについて】

#### 1 開発行為の場合

まちづくり局開発指導課を通して申込をしてください。

#### 2 建築行為の場合

河川課に工事完成届(様式-9)を提出して申込をしてください。検査希望日の1週間前までには申込みをするようにしてください。(電話にて検査日時の仮予約も受付けています。その際は、申請者名及び協議番号を教えてください。)

【申込先】建設緑政局道路河川整備部河川課治水担当 Tel.044-200-2904

※ 検査は、協議書どおり現地が完了しているか確認をするものです。変更が生じる場合は、事前に相談し変更届を提出してください。

※ 雨水排水経路を確認しますので、外構工事完了後、検査申込をしてください。

### 【検査項目】

- オリフィスの径
- オリフィスからH.W.Lまでの高さ
- スクリーンの材質・設置状況
- 貯留部の容積
- 雨水排水経路の確認
- 各区域(対象外・直接放流等)の確認
- 浸透施設の設置状況

### 【検査時の提出書類】

完成写真を1部提出してください。

- オリフィスの径
- オリフィスからH.W.Lまでの高さ
- スクリーンの設置状況
- 貯留部が確認できる写真
- 浸透施設及び碎石の設置状況
- 浸透施設及び碎石の各寸法
- 看板の完成写真

### 【検査時に準備するもの】

- スタッフ・レベル・メジャー
- 照明・送風機(地下式の場合)、長靴、軍手等
- H.W.Lの位置を表示